

2021年8月27日

吸収分割承継会社の事前開示書面

東京都品川区東五反田二丁目14番1号
株式会社 IMAGICA GROUP
代表取締役 布施 信夫

当社（以下「吸収分割承継会社」といいます。）は、2021年8月27日付けで株式会社フォトロン（以下「吸収分割会社」といいます。）との間で締結した吸収分割契約書（以下「本件吸収分割契約」といいます。）に基づき、2021年10月1日を効力発生日として、吸収分割会社の財務経理部、人事総務部、コーポレートコミュニケーション部、IT統括部が営む事業に関する権利義務の一部を吸収分割承継会社が承継する吸収分割（以下「本件吸収分割」といいます。）を行うことといたしました。

本件吸収分割について、会社法第794条第1項及び会社法施行規則第192条に基づき開示すべき事項は、下記のとおりです。なお、本書に別紙として添付された写しの内容は原本と相違ありません。

記

I 吸収分割契約の内容（会社法第794条第1項）

別紙1のとおりです。

II 会社法施行規則第192条で定める事項

1. 会社法第758条第4号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第192条第1号）

本件吸収分割に際して、吸収分割承継会社は吸収分割会社に対して本件分割の対価を交付しないことといたしました。また、吸収分割承継会社において資本金および資本準備金の額は変動しません。

2. 吸収分割会社についての事項（会社法施行規則第192条第4号）

(1) 吸収分割会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容（会社法施行規則第192条第4号イ）

吸収分割会社の最終事業年度（2020年4月1日～2021年3月31日）に係る計算書類等は別紙2のとおりです。

- (2) 吸収分割会社の最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容
(会社法施行規則第 192 条第 4 号ロ)

該当事項はありません。

- (3) 吸収分割会社の最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容 (会社法施行規則第 192 条第 4 号ハ)

・2021 年 4 月 1 日を効力発生日として、株式会社イマジカデジタルスケープのデジタルリアリティラボ事業に関する権利義務を承継する吸収分割を行っております。

・2021 年 4 月 1 日を効力発生日として、株式会社 IMAGICA Lab.の一切の権利義務を承継する吸収合併を行っております。

3. 吸収分割承継会社についての事項 (会社法施行規則第 192 条第 6 号イ)

吸収分割承継会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

4. 吸収分割が効力を生ずる日以後における吸収分割承継会社の債務の履行の見込みに関する事項 (会社法施行規則第 192 条第 7 号)

本件吸収分割後の吸収分割承継会社の資産の額は負債の額を上回ることが想定され、また、本件吸収分割後の吸収分割承継会社の収益状況について債務の履行に支障を及ぼすような事態は現在のところ予測されておられません。これらの点を総合的に勘案し、吸収分割承継会社の債務について、履行期における履行の見込みがあるものと判断いたします。

以 上

分割契約書

株式会社フォトロン(以下、「甲」という。)と、株式会社 IMAGICA GROUP(以下、「乙」という。)は、甲の営む本件事業(第 1 条に定義される。)に関して甲が有する権利義務の一部を乙が承継する吸収分割(以下、「本件分割」という。)に関し、以下のとおり吸収分割契約(以下、「本契約」という。)を締結する。

第1条 (定義)

本件事業とは、甲の財務経理部、人事総務部、コーポレートコミュニケーション部、IT 統括部が営む事業のうち以下の事業をいう。

1. 財務経理部

- (1) 出納に関する事項
- (2) 決算に関する事項
- (3) 税務に関する事項
- (4) 資金の調達・運用に関する事項
- (5) 諸データの提供に関する事項
- (6) 年度計画(方針、行動、予算等)の立案、実施、進捗管理に関する事項
- (7) 全社年度予算の取りまとめ、進捗管理、助言、指導に関する事項
- (8) 請求書の発行

2. 人事総務部

- (1) 人事に関する事項
- (2) 採用・教育に関する事項
- (3) 給与に関する事項
- (4) 労務に関する事項
- (5) 法務に関する事項
- (6) 資産に関する事項
- (7) 文書管理に関する事項
- (8) 福利厚生に関する事項
- (9) 災害防止に関する事項
- (10) 組織、諸規程・規定の改廃に関する事項
- (11) 年度計画(方針、行動、予算等)の立案、実施、進捗管理に関する事項

3. コーポレートコミュニケーション部

- (1) 企業ブランディングおよび企業 PR、インナーコミュニケーション、アウターコミュニケーションの推進に関する事項
- (2) 製品・商品、事業にかかわる社内外 PR、広報に関する事項
- (3) 製品・商品、事業にかかわるホームページ運営管理に関する事項

4. IT 統括部

- (1) 中長期的な社内ITの戦略立案・推進に関する事項
- (2) ICT 運用を支援・構築する事項
- (3) 中長期的な当社基幹システム、業務プロセスに関わる IT システムの調査、予測に関して業務プロセス刷新推進室へ提言する事項

- (4) 長期的な当社情報関連システムの調査、予測、方針立案に関する事項
- (5) 社内情報システムの維持運営、改善に関する事項
- (6) 情報セキュリティ管理における全社取りまとめに関する事項

第2条 (吸収分割ならびに吸収分割会社および吸収分割承継会社の各商号および住所)

甲および乙(各商号および住所は、次の各号記載のとおり。)は、本契約の定めるところに従い、本効力発生日(第7条に定義される。以下同じ。)をもって、吸収分割会社(以下、「分割会社」という。)、吸収分割承継会社(以下、「承継会社」という。)を次のとおりとして吸収分割を行い、甲は、本件事業に関して有する、第5条に定める権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継する。

(1) 分割会社(甲)

商号:株式会社フォトロン

住所:東京都千代田区神田神保町一丁目 105 番地

(2) 承継会社(乙)

商号:株式会社 IMAGICA GROUP

住所:東京都品川区東五反田二丁目 14 番 1 号

第3条 (吸収分割の対価)

乙は、本件分割に際して、甲に対して、本件分割により承継する権利義務に代わる対価を交付しない。

第4条 (資本金および資本準備金)

本件分割により、乙の資本金および資本準備金の額は、増加しない。

第5条 (承継する権利義務)

1. 本件分割により、乙が甲から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務は、本効力発生日において甲が本件事業に関して有する、次の各号に定める権利義務(いずれも本件事業以外の甲の事業と共通するものは除く。)とする。ただし、甲の資産および負債の変動その他の理由により、甲乙協議の上、これを変更できるものとする。
 - (1) 本件事業に属する一切の機械装置、車両運搬具、什器備品、工具器具等の資産
 - (2) 本件事業に属する一切の商品、製品、原資材料、仕掛品、貯蔵品
 - (3) 本件事業に属する売掛金、前払い金、その他の流動資産(ただし、現預金は除く。)
 - (4) 本件事業に属する一切の知的財産権
 - (5) 本件事業に属する買掛債務、未払金、未払費用、預り金、前受金等の流動負債(ただし、未払法人税および住民税ならびに未払消費税等の公租公課に係る債務は除く。)
 - (6) 本件事業に属する退職給付引当金、受入保証金、預かり保証金等の固定負債
 - (7) 本件事業に属する別紙記載の従業員との雇用契約
2. 本件分割による甲から乙への債務および義務の承継は、全て免責的債務引受の方法による。

第6条 (分割承認総会)

1. 乙は甲の特別支配会社であることから、分割会社である甲は、会社法第784条第1項の定める略

式分割の規定により、本契約につき会社法第 783 条第 1 項の定める株主総会の承認を受けることなく本件分割を行うものとする。

2. 承継会社である乙は、本件分割に際して、甲に対して本件分割により承継する権利義務に代わる対価を交付しないことから、会社法第 796 条第 2 項の定める簡易分割の規定により、本契約につき会社法第 795 条第 1 項の定める株主総会の承認を受けることなく本件分割を行うものとする。

第7条 (効力発生日)

本件分割がその効力を生ずる期日は、2021 年 10 月 1 日(以下、「本効力発生日」という。)とする。ただし、本件分割の手續の進行上の必要性その他の事由により必要あるときは、甲乙協議の上、これを変更することができる。

第8条 (失効)

本契約は、甲と乙が法令に定める関係官庁の許認可等を得られないときは、その効力を失う。

第9条 (条件変更・解除)

本契約締結後、本効力発生日の前日までの間において、天変地異その他の事由により、本件事業または本件事業に関する資産、債務、雇用契約その他の権利義務に重大な変動を生じたときは、甲乙協議の上、本契約に定める本件分割の条件を変更し、または本契約を解除することができる。

第10条 (協議事項)

本契約に定めるもののほか、本件分割に関し必要な事項は、甲乙誠意をもって協議の上これを決定する。

本契約の証として本書 1 通を作成し、甲乙記名捺印の上、乙が原本を、甲が写を保管する。

2021 年 8 月 27 日

甲 東京都千代田区神田神保町一丁目 105 番地
株式会社フォトロン
代表取締役社長 瀧水 隆

乙 東京都品川区東五反田二丁目 14 番 1 号
株式会社 IMAGICA GROUP
代表取締役社長 布施 信夫

別紙 2 吸収分割会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

貸借対照表
(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	5,424	流動負債	2,400
固定資産	2,464	(賞与引当金)	(81)
		固定負債	44
		株主資本	5,425
		資本金	100
		資本剰余金	2,670
		その他資本剰余金	2,670
		利益剰余金	2,655
		利益準備金	25
		その他利益剰余金	2,630
		(うち当期純利益)	(954)
		評価・換算差額等	17
		有価証券評価差額金	17
資産合計	7,888	負債・純資産合計	7,888

損益計算書

(自 2020 年 4 月 1 日 至 2021 年 3 月 31 日)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		10,728
売上原価		5,242
売上総利益		5,485
販売費及び一般管理費		4,209
営業利益		1,276
営業外収益		
受取利息 配当金	81	
為替差益	37	
その他	9	128
営業外費用		
支払利息	5	
その他	0	5
経常利益		1,399
特別利益		
その他特別利益		74
特別損失		
固定資産除却損	17	
その他特別損失	9	27
税引前当期純利益		1,446
法人税、住民税及び事業税		434
法人税等調整額		58
当期純利益		954